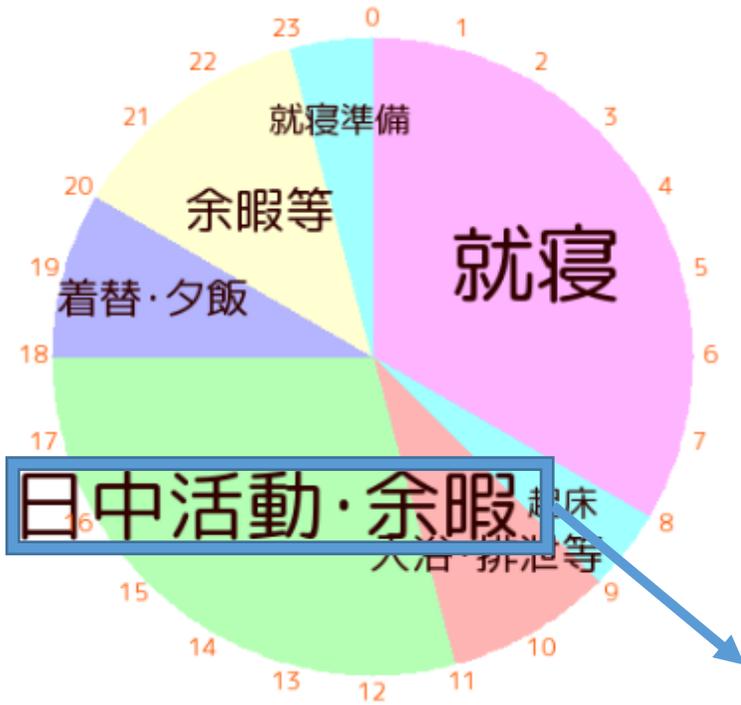


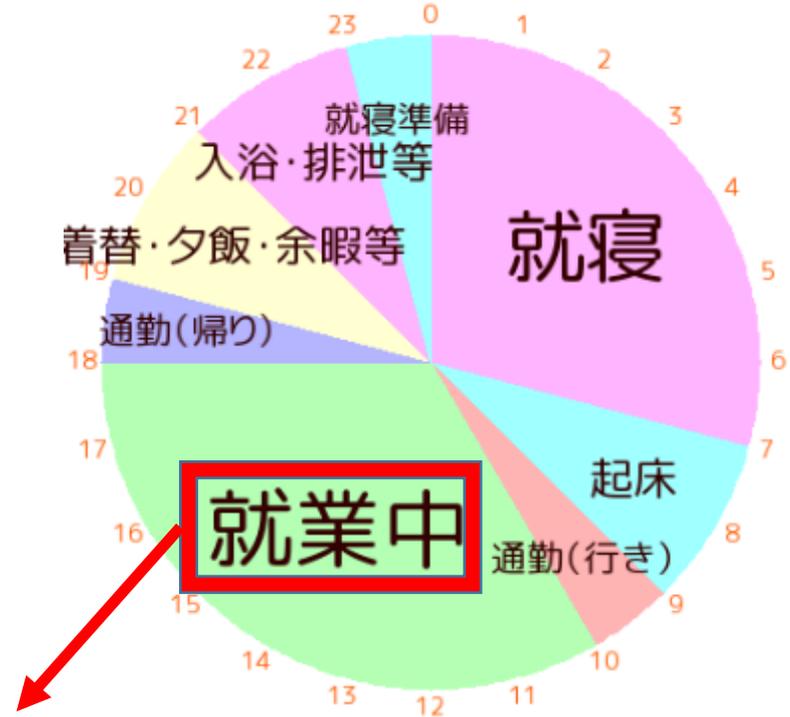
就業者・通勤での介助利用制限は、重度障害者の社会参加を阻む、制度による社会的障壁そのもの！



在宅でも就業者でも
介助ニーズは
ほとんど変わらない

1日に必要な
介助時間数も
ほとんど変わらない

なのに・・・



- 散歩・買物 通勤・営業 ❌
- 昼食、水分補給 ❌
- 衣類の着脱 ❌
- 排泄 ❌
- 姿勢調整 ❌

パソコンのスキルも身につけて、働く意欲はあるけど、
通勤・就業者中に介助が受けられないなら、
職場にも行けないし、働けない・・・



DPI 日本会議作成



就職なんて諦めて、生活保護で暮らすしかないな・・・

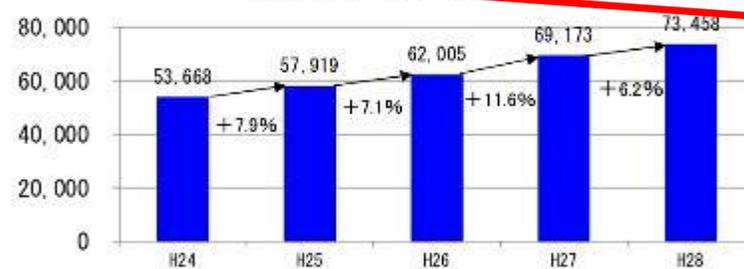
- 重度訪問介護の利用者数（月平均）は総合支援法が施行された平成25年度は9,513人。翌26年度から知的・精神障害者まで対象が拡大されるにあたり、利用者数の急激な増加が懸念されましたが、結果は9,871人で、358人（+3.8%）の微増であった。
- その後も、年に300人台の微増で推移しており、懸念されるような急激な増加は起きていない。

重度訪問介護の現状

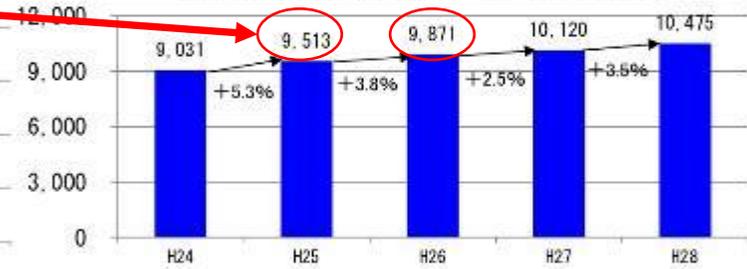
【重度訪問介護の現状】

- 重度訪問介護の平成28年度費用額は約735億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.4%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

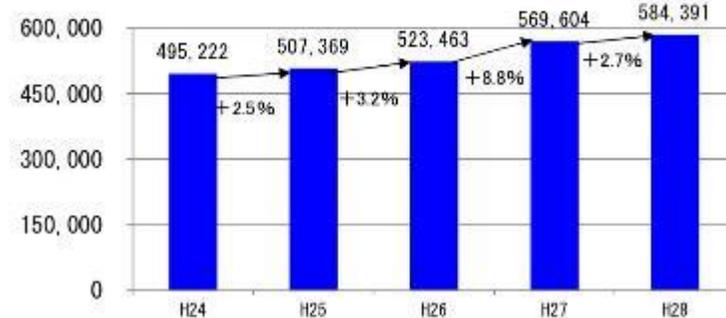
総費用額の推移(百万円)



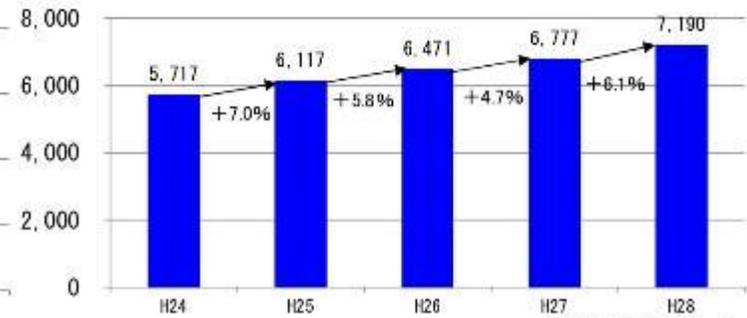
利用者数の推移(一月平均(人))



一人当たり費用額の推移(円)



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典:国保連データ 2

重度訪問介護の外出の制限は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（抄）』平成18年9月29日厚生労働省告示第523号（最終改正：平成25年3月29日）の【別表介護給付費等単位数表 第2 重度訪問介護 1 重度訪問介護サービス費】に記載された次の文章により規定されています。（①～④の数字と下線はこちらで追記）この①と②により通勤・通学に重度訪問介護サービスが使えず、社会参加の大きな妨げとなっています。

さらに、この規定を参考に、市町村の地域生活支援事業である「移動支援」の要綱が作られているケースが多く、①、②はもとより特に③の行き過ぎた拡大解釈により、障害のない一般市民が行なっている余暇活動（映画鑑賞、コンサート、泊まりの旅行等）でさえも利用不可とされ、④の「移動中の介護を総合的に行うもの」は反映されず、細かな制限を課せらせることでやはり社会参加の大きな妨げとなっています。

重度訪問介護の外出に関する上記の記述から、社会的障壁となっている①、②、③の削除が必要です。また、同様の規制は「行動援護」「同行援護」にも存在しますので、併せて削除が必要です。

（前略）重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、②通年かつ長期にわたる外出及び③社会通念上適当でない外出を除き、④移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。）（後略）